

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第6条 「略」</p> <p>第7条 第1項 「略」</p> <p>2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 実施事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額</p> <p><u>(3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更</u></p> <p>「削除」</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p><u>第8条</u> 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記<u>第3号</u>様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(概算払の請求)</p> <p><u>第9条</u> 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記<u>第4号</u>様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p><u>第10条</u> 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記<u>第5号</u>様式によるものとし、補助事業の完了の日、中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第6条 「略」</p> <p>第7条 第1項 「略」</p> <p>2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 実施事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 補助金額の増額及び20パーセントを超える減額</p> <p><u>「追加」</u></p> <p><u>（工期の延期）</u></p> <p><u>第8条 補助事業者は、第6条第1項第2号に規定する報告については、別記第3号様式による完了予定年月日の延期届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(遂行状況報告)</p> <p><u>第9条</u> 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記<u>第4号</u>様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(概算払の請求)</p> <p><u>第10条</u> 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記<u>第5号</u>様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p><u>第11条</u> 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記<u>第6号</u>様式によるものとし、補助事業の完了の日<u>若しくは</u>中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p>

3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第7号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

「追加」

別表（第2条、第3条関係）

事業区分		補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 CLTを用いた建築物の設計等	「削除」	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	高知県内に非住宅建築物を整備する者	2分の1以内 (上限500万円)	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（県又は市町村、建築主（市町村を除く。）及び県内の林業・木材産業事業者を含む3者以上の協定に限る。）を締結している場合には左記補助上限に200万円を加算する。
2 非住宅木造建築物の設計等				2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合には上限300万円	
3 非住宅建築物の木造化・木質化		木造化・内外装木質化に係る木材の購入費	高知県内に非住宅建築物を整備する者（市町村を除く。）	2分の1以内 (下限50万円、上限400万円)	
		「削除」			
		「削除」			

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者及び高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内 (上限500万円/棟)	「追加」
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費		2分の1以内 (上限300万円/棟)	
					「追加」
3 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）	
4 非住宅木造建築物のモニタリング	建築物のモニタリング調査	県内で整備された非住宅木造建築物のモニタリング調査、分析、報告等に要する経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）	

- (注) 1 補助対象経費については、国、県の他の補助制度と併用できないこととする。
2 「略」

3 建築物木材利用促進協定の締結による上限額の加算については、交付申請時までに当該協定を締結している場合に限る。

4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値を適用する。

5 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。

6 特段の事情がある場合を除き、県及びCLT建築推進協議会に対し、次のことを協力するものとする。

①～③ 「略」

7 補助対象経費については次によること。

①設計費は、設計委託に要する経費とする。

②建築に必要となる部材の試験等に要する経費とは、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費（材料費及び工事請負費）、試験機関への手数料及び委託料とする。

③木材の購入費は、木造化・内外装木質化に係る高知県産の木材を使用した製材品の購入に要する経費（プレカット加工費を含む。）とする。

8 事業区分1にあつては、次によること。

①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m²以上の集合住宅を含める。）の設計費とする。

② 「略」

- (注) 1 補助対象経費は、国又は県のその他の補助事業の対象となっていないものとする。
2 「略」

「追加」

3 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値を適用する。

4 事業区分1と2は、いずれかの区分において1事業主体当たり1施設とし、前年度までに当該事業又は高知県CLT建築促進事業により補助金の交付決定を受けた建築物は、補助の対象外とする。

5 事業区分1と2は、特段の事情がある場合を除き、県、CLT建築推進協議会及び一般社団法人高知県木材協会に対し、次のことを協力するものとする。

①～③ 「略」

「追加」

6 事業区分1にあつては、次によること。

①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ床面積が500m²以上の集合住宅を含める。）の設計に要する経費とする。

② 「略」

③～④「削除」

9 事業区分2にあつては、次によること。

①高知県内に整備する非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計費とする。

②対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ床面積がおおむね500㎡以上の建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン及びSWP等)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。

③～④「略」

10 事業区分3にあつては、次によること。

①高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ床面積が500㎡以上の集合住宅を含む。)の木造化及び木質化を補助対象とする。

②木造化を実施する場合には、以下の条件のいずれかを満たす建築物を補助対象とし、構造用部材については、JAS構造材(機械等級区分構造用製材、直交集成板(CLT)、構造用集成材)を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第5号)の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。

また、高知県産の木材を使用した製材品(CLT、集成材を含む。)を、延べ床面積1㎡当たりおおむね0.18㎡以上使用することとする。

ア. 事業区分1、2の設計の条件を満たす建築物

イ. 県産材を10㎡以上使用する建築物

③「内外装木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の屋内に面する部分(以下「内装」という。)に木材を使用するものとし、内装と併せて外壁、柵、塀等の外構部分に木材を使用するものを含むものとする。

④内外装木質化のみを実施する場合は、構造が木造以外(鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨(S)造等)で内外装木質化面積が建物の延べ床面積以上となる建築物に限るものとする。

③補助対象経費のうち(1)設計費は、設計委託に要する経費とする。

④補助対象経費のうち(2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費は、部材の性能試験のために必要となる試験体の作成費(材料費及び工事請負費)、試験機関の手数料及び委託料とする。

7 事業区分2にあつては、次によること。

①設計費は、高知県内に整備する非住宅建築物(公営住宅を含む。)の設計委託に要する経費とする。

②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積がおおむね500㎡以上の建築物、県内事業者が県産材を用いておおむね5年以内に構造用として開発した製品(A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン及びSWP)を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。

③～④「略」

「追加」

11 施設完成後、事業区分1は木材及びCLTの使用量、事業区分2は県産材の使用量、事業区分3はJAS構造材及び県産材の使用量が分かる資料（納品書等）を提出すること。

「削除」

「削除」

8 施設完成後、事業区分1は木材及びCLTの使用量、事業区分2は県産材の使用量が分かる資料（納品書等）を提出すること。

9 事業区分3における補助対象経費は、給料、共済費（社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当は含まない。）、賃金、謝金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とする。

10 事業区分4における補助対象経費は、給料、共済費（社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当は含まない。）、賃金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とする。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円_〇の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業区分

3 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地	
構造等	
延べ床面積	㎡
県産材使用量	㎡（CLT ㎡、JAS構造材 ㎡、その他県産材 ㎡）

4 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、「別紙1」を記入してください。

旧

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円_〇の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 「追加」

3 「追加」

2 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負担区分			摘要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。

3 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

「削除」

旧

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費(A+B+C)	経費内訳			事業期間		備考	
								県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日		
総計														

(注) 1 「構造規格又は規模」欄は、建物の構造や延べ床面積等について記入してください。なお、「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙1～1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙2を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

5 事業（予定）期間

着手年月日 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）

(2) 県税事務所が発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの）。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書。

(3) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

(4) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）

(5) 事業区分3においては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し（内外装木質化のみを実施する場合を除く）

旧

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

6 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）

「追加」

(2) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

(3) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）

(5) 「追加」

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

別紙1 「削除」

別紙1

事業区分			工種又は区分		
施設等区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費	備考

別紙1 高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

「略」

別紙2 誓約書兼同意書

「略」

別紙2 高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

「略」

別紙3 誓約書兼同意書

「略」

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住 所
補助事業者 氏 名

住 所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

記

1 変更（中止・廃止）の理由

1 変更（中止・廃止）の理由

2 事業区分

2 「追加」

3 補助対象施設の概要（変更のあった箇所のみ記載）

3 「追加」

所在地	
構造等	
延べ床面積	㎡
県産材使用量	㎡（CLT ㎡、IAS構造材 ㎡、その他県産材 ㎡）

4 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

2 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。

3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

3 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（横書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（横書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

「削除」

旧

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費(A+B+C)	経費内訳			事業期間		備考	
								県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日		
総計														

- (注) 1 「構造規格又は規模」欄は、建物の構造や延べ床面積等について記入してください。なお、「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙1へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙2を記入してください。
 3 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（縦書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

5 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日
完了（予定）年月日 令和 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

7 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（変更により新たに市町村の継ぎ足し補助がある場合）

旧

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

6 添付資料

(1) 補助金の交付に関する規定（変更により新たに市町村の継ぎ足し補助がある場合）

(2) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第3号様式（第8条関係）
「削除」

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様
住所
補助事業者 氏名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業完了予定年月日の延期届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、下記のとおり事業完了予定年月日を延期したいので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 延期の理由

2 変更前事業完了予定年月日

令和 年 月 日

3 変更後事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 工程表

5 その他（添付資料）

- (注) 1 延期の理由は、延期の対象となる事業箇所ごとに記入してください。
2 工程表については、当初と変更後とが分かるように記入してください。
3 添付資料は、延期の必要性を確認することができる資料、写真等を添えてください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

4 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

6 添付資料

(1) 精算事業費を確認できる資料

(2) CLTを用いた建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量を確認することができる資料

(3) 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料

(4) 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容の確認できる資料
及び県産材使用量を確認することができる資料

旧

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

4 添付資料

(1) 設計書等積算根拠となる資料

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金について、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記により金円を概算払によって交付されたく請求します。

記

単位：円

事業区分	事業費	補助金交付決定額	既受領補助金額	今回請求額	月日 までの予定出 来高	補助金残額	備考
					%		
計							

（振込先）
銀行名：
種別：
口座番号：
口座名義人：

旧

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏 名

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金について、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記により金円を概算払によって交付されたく請求します。

記

単位：円

事業区分	事業費	補助金交付決定額	既受領補助金額	今回請求額	月日 までの予定出 来高	補助金残額	備考
					%		
計							

（振込先）
銀行名：
種別：
口座番号：
口座名義人：

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住 所
補助事業者 氏 名

住 所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

記

1 事業区分

1 「追加」

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

2 「追加」

<u>所在地</u>	
<u>構造等</u>	
<u>延べ床面積</u>	㎡
<u>県産材使用量</u>	㎡（CLT ㎡、JAS構造材 ㎡、その他県産材 ㎡）

3 事業の実績

1 事業の実績

(1) 総括

単位：円

<u>補助対象経費</u>	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

単位：円

<u>事業区分</u>	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

(注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。

2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。

3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

3 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

(2) 「削除」

旧

(2) 事業実績

単位：円

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費(A+B+C)	経費内訳			事業期間		備考
								県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着手年月日	完了年月日	
総計													

(注) 1 「構造規格又は規模」欄は、建物の構造や延べ床面積等について記入してください。なお、「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙1へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙2を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

4 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

6 添付資料

(1) 精算事業費を確認できる資料

(2) CLTを用いた建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量を確認することができる資料

(3) 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料

(4) 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容の確認できる資料及び県産材使用量を確認することができる資料

旧

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書（変更を含む。）に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

4 添付資料

(1) 設計書等積算根拠となる資料

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第6号様式（第10条関係）

第7号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名

住所
補助事業者 氏名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は
補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費
補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は
補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費
補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
(令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
(令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県知事 様

住 所
補助事業者 氏 名

住 所
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙7-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙8-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

記

- | | | |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 令和 年度 事業変更計画書 | <u>別紙7-2</u> のとおり |
| 4 | 令和 年度 事業支出決算見込み書 | <u>別紙7-3</u> のとおり |
| 5 | 変更比較工程表 | <u>別紙7-4</u> のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

- | | | |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 令和 年度 事業変更計画書 | <u>別紙8-2</u> のとおり |
| 4 | 令和 年度 事業支出決算見込み書 | <u>別紙8-3</u> のとおり |
| 5 | 変更比較工程表 | <u>別紙8-4</u> のとおり |
| 6 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

(注) 添付書類

- (1) 当該施設の付近の見取図及び位置図
- (2) 請負契約書等（写し）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、関係書類

(注) 添付書類

- (1) 当該施設の付近の見取図及び位置図
- (2) 請負契約書等（写し）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、関係書類

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

別紙 7 - 1 繰越理由書
「略」

別紙 8 - 1 繰越理由書
「略」

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

別紙7-2

令和 年度 事業変更計画書

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

<u>所在地</u>	
<u>構造等</u>	
<u>延べ床面積</u>	m ²
<u>県産材使用量</u>	m ³ (CLT m ³ 、IAS構造材 m ³ 、その他県産材 m ³)

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

<u>補助対象経費</u>	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

別紙8-2

令和 年度 事業変更計画書

1 「追加」

2 「追加」

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

<u>事業区分</u>	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税額を記入してください。
 3 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

「削除」

旧

(2) 事業費

単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

事業区分	市町村名	施行箇所名	工種又は区分	補助対象経費の内訳	構造規格又は規模	事業量	事業費(A+B+C)	経費内訳			事業期間		受益戸数	備考	
								県補助金(A)	市町村費(B)	その他(C)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日			
総計															

(注) 1 「構造規格又は規模」欄は、建物の構造や延べ床面積等について記入してください。なお、「事業量」欄の呼称単位が「式」で表示されている物については、別紙1へ1件ごとに「事業量」欄及び「事業費」欄を記入してください。
 2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙2を記入してください。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

4 事業（予定）期間

着手年月日 令和 年 月 日
完了年月日 令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

(2) 支出 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

旧

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 収支予算

(1) 収入 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

(2) 支出 単位：円（上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し）

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

(注) 変更のない箇所は、3段書きの必要はありません。

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新

旧

別紙 7-3 事業支出決算見込み書
「略」

別紙 7-4 変更比較工程表
「略」

別紙 8-3 事業支出決算見込み書
「略」

別紙 8-4 変更比較工程表
「略」